

区役所・支所福祉業務職員研修提案に係る選定基準

評価項目及び評価の観点

1 方針及び基本的な考え方(配点 20点)

委託業務の内容を正しく理解し、明確かつ具体的な業務の方針や考え方が示されているか。

委託業務の実施に当たり、福祉分野における幅広い分析がなされ、的確な研修を実施することで福祉業務職員の資質向上が期待できるか。

2 実施内容(配点 50点)

(1)	計 画	全研修項目に対して正しく研修獲得目標を設定し、一連の研修を通して、即戦力として活躍できる職員育成が見込まれる計画を立てているか。
		研修内容や講師の選定、研修の内容を十分に理解したうえで、実現可能な計画が立てられているか。
(2)	体 制	業務を円滑に運営することができる体制が確保されているか。
		本業務を遂行するに当たって業務内容及び業務量を的確に判断したうえで人材配置が計画されているか。
		選定される可能性のある講師の経歴やスキルレベルは研修獲得目標を達成するために適当か。

3 個人情報の保護について(配点 10点)

本業務で扱う全ての情報について、個人情報保護に対する理解や管理が徹底されているか。

万が一、個人情報の流出などの問題が発生した場合、速やかな対応と課題のための適切な対応策が示されているか。

4 業務実績(配点 15点)

令和3年4月1日以降における同種・類似の業務実績があるか。同種・類似の業務実績のうち、最も参加者数の多い業務について内容、体制が優れ、効果が挙げられているか。【同種(同内容)業務の実績の有無、類似業務の実績の有無、実績あり・一部あり・なし】

5 独自提案(配点 20点)

業務の実施手順や人員配置について、事業所独自の提案がなされているか。その内容は、効果的かつ実行可能なものか。

6 費用見積額(配点 15点)

委託業務の見積り価格は、企画提案書の内容に照らして適正か。(見積額が低価格の者から高順位とし、高順位のものから高得点を配点、6位以下の者は全者0点とする。)

7 その他(配点 5点)

京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業であるか。

合計 135点(項目:1+2+3+4+5+6+7)